

## 障害児福祉計画（第2期）の概要（案）

### ■ 障害児福祉計画の作成について

- ◆ 障害児福祉計画（第2期）は、児童福祉法第33条の20に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保することを目的とし策定するもので、計画期間は、令和3(2021)年から令和5(2023)年の3か年です。
- ◆ 本市においては、茨木市総合保健福祉計画（第2次）の分野別計画である障害者施策に関する第4次長期計画の下、障害福祉計画（第6期）と一体的に策定します。またこの計画内容の検討や進捗管理は、茨木市総合保健福祉審議会障害者施策推進分科会で実施しています。

### ■ 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- ◆ 障害児福祉計画（第2期）は、現計画（第1期）と同様に、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、保健、医療、保育、教育等の関係機関とも連携を図ったうえで、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を目指します。
- ◆ 障害児支援の提供体制の確保に関しては、次の5つの視点を基本的な考え方として設定し、障害児の「療育・保育・教育体制の充実」に向けた取組を展開していきます。

- ① 乳幼児期から成人期につなぐ切れ目のない地域支援体制の構築
- ② 保育、教育、医療等の関係機関と連携した総合的な支援
- ③ 地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の推進
- ④ 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
- ⑤ 障害児相談支援の提供体制の確保

- ◆ 障害児福祉計画（第2期）は、次世代育成支援行動計画（第4期）との整合性を保ちながら推進します。

### ■ 障害児福祉計画の成果目標

#### 〔1〕 児童発達支援センター

サービス等種別		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	平成5年度 (2023年度)
福祉型児童発達支援センター	か所	1	1	1
医療型児童発達支援センター	か所	1	1	1

- ◆ 児童発達支援センターは、引き続き、民間の児童発達支援事業所、相談支援事業所、保育所、幼稚園、学校等の他の関係機関等と広く連携することにより、様々な機会を通じ利用者への直接支援や市内事業所等への後方支援に努めます。

## 〔2〕 保育所等訪問支援

サービス等種別		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	平成5年度 (2023年度)
保育所等訪問支援事業所数	か所	3	4	5

◆地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の推進のため、引き続き、保護者や受入先である保育所、幼稚園、学校等へのサービス内容の理解を進めるための取組や担い手である事業所を増やすための取組をすすめます。

## 〔3〕 医療的ニーズへの対応

サービス等種別		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	平成5年度 (2023年度)
重症心身障害児が利用することのできる児童発達支援事業所数（医療型児童発達支援センターを含む）	か所	4	4	5
重症心身障害児が利用することのできる放課後等デイサービス事業所数	か所	4	4	5

◆医療的ケアが必要な重症心身障害児等がより身近な地域に必要な支援を受けられるようにするため、平成5年度(2023年度)末までに、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所を新たにそれぞれ1か所確保します。

## 〔4〕 医療的ケア児支援のための保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置とコーディネーターの配置

サービス等種別		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	平成5年度 (2023年度)
関係機関の協議の場を設置	か所	1	1	1

サービス等種別		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	平成5年度 (2023年度)
コーディネーターの配置	人	1	2	2

◆障害者自立支援協議会の子ども支援プロジェクトチームを協議の場と位置付けています。保健、医療、福祉、保育、教育等多くの分野が共通の理解に基づき、協働して支援する必要があることから、協議の場の安定的かつ継続的な運営を担保するため、引き続きコーディネーターの養成にも努めます。

## ■障害児通所支援等の必要量の見込みと確保の方策

### 〔1〕障害児通所支援

#### 見込み量確保のための方策

◆多様な事業者の参入を促進します。特に医療的ケアが必要な重症心身障害児や行動障害の激しい児童などケアニーズの高い児童に対し適切に対応する事業所の参入を促進し、市内通所支援事業所の充実を図ります。

サービス等種別		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	平成5年度 (2020年度)
児童発達支援	人	500	500	500
	人日	2,500	2,500	2,500
医療型児童発達支援	人	90	90	90
	人日	630	630	630
放課後等デイサービス	人	1,280	1,330	1,380
	人日	9,255	10,181	11,199
保育所等訪問支援	回	26	28	30
居宅訪問型児童発達支援	回	5	5	5

\*数値、上段は月間の平均利用人員、下段は「月間の平均利用人員」×「1人当たりの月平均利用日数」  
保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援は、月間の平均利用人員

### 〔2〕障害児相談支援

#### 見込み量確保のための方策

◆希望するすべての利用者にサービス提供できるよう、人材の確保と育成を図ります。また基幹相談支援センターや児童発達支援センター等を通じ、障害児相談支援を担う事業所への後方支援に努めます。

サービス種別		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
障害児相談支援	人	118	138	158

\*障害児相談支援は月間の平均利用人員（モニタリング含む）

〔3〕発達障害児等に対する支援

①ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数

見込み量確保のための方策

◆障害児支援の重要な担い手である通所支援事業所においても、実施できる体制を整えることを目指し事業所への後方支援に努めます。

サービス等種別		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	平成5年度 (2023年度)
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人/年	12	18	24

②ペアレントメンターの人数

◆大阪府が実施していることから活動指標として設定しません。

見込み量確保のための方策

◆ペアレントメンター事業の登録者数や活動の機会を増やすため、大阪府と連携・協力し、ペアレントメンター養成研修の機会の確保や、地域におけるペアレントメンター事業の普及・啓発に努めます。

③ピアサポートの活動への参加人数

見込み量確保のための方策

◆障害児支援の重要な担い手である通所支援事業所においても、同様の取組を進めてもらうように働きかけ、障害児通所支援事業所への後方支援に努めます。

サービス等種別		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	平成5年度 (2023年度)
ピアサポートの活動への参加人数	人	30	30	30

〔4〕地域生活支援事業

障害児通学支援

見込み量確保のための方策

◆実施事業所が少ないため、引き続きサービスの周知をすすめることで、事業の実施を促し、必要となった利用者のニーズに柔軟に対応できる体制の構築を目指します。

サービス等種別		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	平成5年度 (2023年度)
障害児通学支援事業	人	10	11	12
	時間	600	660	720